

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第28回）開催結果概要

1 日時

平成21年2月23日（月）午後2時から午後5時まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，飯田裕美子，酒巻匡，仙田満，高口秀章，
高橋宏志〔座長〕，中尾正信，二島豊太，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，氏本厚司総務局第二課長，吉崎佳弥総務局参事官，
手嶋あさみ民事局第一・三課長，齊藤啓昭刑事局第一・三課長，
春名茂行政局参事官，小田正二家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換

ア 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因について

（ア）手嶋民事局第一課長から，民事訴訟事件一般に共通する長期化要因として，争点整理の長期化に関連する要因や裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因を中心に説明がされた（資料1-1ないし1-3）。

（高口委員）

争点整理の長期化（資料1-1第1）に関し，争点整理を実施した上，集中証拠調べを行う方法が定着しているところ，審理が長期化する事件では，主に争点整理に時間を要しているとの説明があったが，争点整理実施率は45パーセント程度にとどまっている（資料1-2図1）。この数値から，争点を整理すべき事件では争点整理が行われていると理解できるのか。

(手嶋民事局第一課長)

資料1 - 2 図1では、争点整理を行うまでもない事件が多いと考えられる類型である過払金返還請求訴訟を含む「金銭のその他」等とともに、欠席判決で終局した事件も除外したが、なお同図には、争わないが支払能力がない事件、争点が1つしかなく争点整理を行う必要のない事件、口頭弁論期日で簡単に争点整理ができる事件等が含まれている。その中で、50パーセント弱の事件で争点整理手続が行われているのだから、争点を整理すべき事件では争点整理が行われていると考えられる。

(飯田委員)

弁護士と依頼者との意思疎通等の困難(資料1 - 1 第1の1(2))の説明は、依頼者が訴訟に慣れていないために訴訟が長期化するという趣旨のように感じられる。依頼者が訴訟に慣れていないのは当然のことであり、依頼者である一般人からすると、抵抗がある。

(手嶋民事局第一課長)

弁護士と依頼者のコミュニケーションがうまくいかない場合があることを述べたつもりであったが、表現が適切でないことはご指摘いただいたとおりである。

(中尾委員)

依頼者は、弁護士とのやり取りの中で、徐々に、訴訟においては何が重要な事実であり何が必要な証拠であるのかを把握し、発想が変化してくるものであり、そういうプロセスがあること自体は、やむを得ないのではないか。

争点の絞り込みの困難(資料1 - 1 第1の2(1))についても、何が争点になるかは依頼者と弁護士との共同作業の中で次第に明らかになってくるものであるから、報告書では、あまりネガティブな印象を与える表現は避けていただきたい。

(二島委員)

「依頼者」といっても、一般人の場合と企業法務の担当者の場合とでは事情が異なるし、企業法務の担当者でも、必ずしも訴訟に詳しいわけではない。「企業」といっても、規模は様々である。したがって、「依頼者」とひとくくりにせず、表現を工夫していただきたい。

(秋吉委員)

争点の絞り込みの困難(資料1-1第1の2(1))に関して、裁判官に背景事情等も理解してもらいたいという当事者の要望は大切にしなければならないが、法律的に問題となる部分とそうではない部分があることについては、裁判所と当事者との間、弁護士と依頼者との間で、相互理解を深める必要がある。背景事情等法律的に重要でない部分で当事者が対立して長期化することを避ける工夫を検討していく必要がある。

(仙田委員)

建築関係訴訟の検証実施率は0.5パーセントしかないが(資料1-2図7)、裁判官に建築紛争の現場を見ていただくことは、紛争の早期解決に役立つと思われる。

(菅野審議官)

実務上は、正式な検証ではなく、進行協議期日などの形式で現場を見た上、現場を踏まえた議論を行っている場合が多い。

(秋吉委員)

私も、進行協議期日の形式で何度も現場に行っている。

(山本委員)

合議体による審理の活用不十分(資料1-1第4の1(3))に関し、審理期間が2年を超える単独事件は、合議事件の2.5倍もある(資料1-2表9)。これは、裁判官不足のために合議相当事件が合議決定されていないのか。他に原因があるのか。

(手嶋民事局第一課長)

民事事件では、ほとんどの事件が単独事件として配てんされる。単独事件として配てんを受けた裁判官は、合議体の手持ち事件数が多ければ、合議決定の打診を差し控え、打診を迷っているうちに時間が経過することもある。このような意味で、間接的に裁判官数の不足に起因しているのかもしれない。

(菅野審議官)

最終的には裁判官の数の問題に行き着くのだろうが、裁判官の意識の問題もある。裁判官が合議決定を打診する際、当該事件に裁判官3人分のコストをかける必要があるかどうかを厳格に吟味する傾向がある。また、訴訟の進行について最終的な責任を持ち、部全体の事件処理の在り方を考える立場にある裁判長裁判官としても、自己の単独事件にある程度の余裕がないと、合議事件を増やすことが困難になる。したがって、合議体による審理を十分活用するためには、現在の裁判官数で対応できるかという問題に加え、このような裁判官の合議事件に対する意識を少し高めていく必要がある。

(秋吉委員)

私の部では、審理期間が2年を超えた時点で合議決定をするかどうかを検討しているが、証拠調べが相当進んで和解協議中である事件や中断中の事件もあり、担当裁判官が合議決定の打診を悩んでいる事件もある。したがって、合議体による審理が十分活用されていない原因のすべてが裁判官数の不足にあるわけではない。

(仙田委員)

建築関係訴訟において、単に依頼者の感情を代弁する弁護士が選任されると、当事者間の感情的対立だけが拡大してしまう。建築紛争等についての専門性のある弁護士が選任されれば、建築紛争が短期間で解決さ

れると思われる。ほかのプロフェッショナルと同様に，弁護士会で，建築専門弁護士等を認定する制度を設けられないか。

（中尾委員）

弁護士会が認定機関になる制度は難しいと思われる。

（二島委員）

最近では，国民が，広告により弁護士の得手不得手を判断できるようになってきており，弁護士が専門分野の講習会を修了した旨広告する例もある。

（秋吉委員）

医事関係訴訟を担当していると，弁護士の専門化傾向を強く感じるが，報告書においては，裁判所の専門化についてどのようなスタンスを取るべきかについての問題提起があってもよいと思われる。

（酒巻委員）

今回，長期化要因が網羅的に指摘されたが，解決の難しいものが多く，訴訟をこれ以上迅速化するのは難しいのではないかとの印象を受けた。

報告書作成時には，一般人の反応も意識して表現を工夫してほしい。

（山本委員）

今回挙げられた長期化要因は，民事訴訟法の改正や従来の運用上の努力によっても解決できなかった，制度等にも深く踏み込まなければ解決できない問題が少なくないが，工夫の余地が全くないわけではない。例えば，弁護士と依頼者との相互理解のプロセスや被告となった場合に弁護士に相談する時期を前倒しにすること，提訴前における証拠収集処分を利用することなど，当事者に提訴前又は提訴後の早い段階で準備を行うことについてインセンティブを持たせるためにどうすればよいかを検討することは有益であろう。

（中尾委員）

弁護士は、提訴前の段階では、あえて争点を明らかにしないまま、紛争の解決を優先させて交渉するのが実情であるため、争点整理等を前倒しにするインセンティブは働かない。

(山本委員)

提訴の前後で弁護士の意識が大きく異なることが分かった。

(高口委員)

戦術的にあえて争点や証拠を明らかにしないことはあり得るとしても、提訴前においても、根本的には、何が争点であり、何が証拠に基づく事実なのかが重要であることに、変わりはないのではないか。

(中尾委員)

在るべき理想型としてはご指摘のとおりであるが、実情としては、提訴前と提訴後とは異なっており、提訴前に事案の解明に深く立ち入ってしまうと、相互に主張せざるを得ない部分が出てくるため、当事者間での解決ができなくなってしまう。

(二島委員)

提訴前の当事者は、訴訟に至らない状態での紛争解決を目指して交渉しており、提訴前の証拠収集の処分を利用すること自体が、訴訟に入り込むという意識が働くため、利用しにくいのではないか。このことは、日本人の裁判に対する意識の問題とも関係しているように感じる。

(秋葉委員)

先ほどご指摘のあった依頼者の訴訟への不慣れの点も、訴訟で重要な事実とそうでない事実があると割り切らない日本人の裁判に対する意識が関係しているように思われる。報告書においては、国民が訴訟に抱いている意識を否定するような表現とならないよう配慮する必要がある。

(菅野審議官)

第3回報告書においては、できる限り客観的で実証的な裏付けに基づ

いた長期化要因を確定していくつもりであるが、長期化要因の見方は、社会基盤や当事者の意識と密接に結びついているところもあるので、ヒアリング結果や委員の方々から指摘された視点も紹介したいと考えている。その上で、第4回又は第5回の報告書においては、長期化要因の対応策をどう扱っていくかについて議論を重ねていければと考えている。

(イ) 春名行政局参事官から、行政事件の長期化要因に関する分析状況について説明がされた(資料1-4及び1-5)。

(山本委員)

東京地裁本庁の専門部においては事件が迅速に処理されている旨の説明があったが、平成16年の行政事件訴訟法の改正により、一部の取消訴訟については東京以外の場所でも提起しやすくなったため、将来、東京地裁以外の裁判所で行政事件訴訟が増加する可能性はないのか。

(春名行政局参事官)

ご指摘の可能性は否定できないが、他方、同改正により取消訴訟の被告適格も改められ、これまで処分行政庁の所在地の地方裁判所に提起していた事件を、東京地裁に提起できるようになった。したがって、東京地裁以外の裁判所で行政事件訴訟が増加すると予測するのは難しい。

(ウ) 小田家庭局第一課長から、人事訴訟事件の長期化要因として、欠席事件でも約7割の事件で人証調べを行うなど審理に時間を要していること、対席事件では、6か月以内で終局する事件の割合が少ないが、終局までに6か月を超える事件では、民事訴訟とほぼ同様の長期化要因が当てはまることについて説明がされた(資料1-6)。

(中尾委員)

実務上、家庭裁判所調査官の事実の調査が現在の子の監護状況に限定される傾向にあるが、もっと調査事項を拡大し、家庭裁判所調査官の専門性を活用すべきである。

(小田家庭局第一課長)

家庭裁判所調査官のより一層の活用を検討する余地はあるものの、当事者による主張、立証がされている中での調査であることを前提に考えると、包括調査ではなく、どうしても事案に応じて調査事項を定めることにならざるを得ない。

(山本委員)

事実の調査の実情や審理期間は、人事訴訟の中でも、離婚事件とそれ以外の事件とでは異なるだろうし、離婚事件の中でも、未成年の子の有無や財産分与等の附帯処分の申立ての有無によって異なるように思われるので、検討していただきたい。

イ 公判前整理手続を中心とした刑事訴訟事件の審理状況について

齊藤刑事局第一課長から公判前整理手続に付された事件と付されなかった事件との比較(資料2-1)、公判前整理手続に付された事件の経年変化(資料2-2)、開廷時間(資料2-3, 2-4)及び公判前整理手続の期間等(資料2-5)といった観点から、公判前整理手続を中心とした刑事訴訟事件の審理状況について説明がされた。

(酒巻委員)

公判前整理手続は、いまだ過渡期であり、現時点の統計データから傾向を即断することはできない。

当事者が公判前整理手続に習熟したからといって、直ちに審理期間が短縮化するわけではないだろう。手続に習熟することにより、かえって証拠開示等、手続をより有効に利用するために時間を要する場合もあり得ると思われる。

複雑困難な事件において公判前整理手続自体に時間を要することは、制度設計段階から想定されていた。また、検察官は積極的に証拠を開示する傾向にあり、大量の証拠開示を受けた弁護人としては、その分析検討にあ

る程度の時間がかかるのはやむを得ないと思われる。

裁判員裁判が始まると、連日開廷されるので、これまでの統計データの傾向も大きく変わるとと思われる。

(高口委員)

平成18年から平成20年にかけて、公判前整理手続に付された事件の平均審理期間等が若干長くなっているが(資料2-2図9)、この統計データは既済事件に関するものなので、公判前整理手続が導入された当初に大型の経済事件等、複雑困難な事件が公判前整理手続に付されて、時間を要していたものが、平成19年や平成20年の統計データとなって表れていると思われる。

また、平成19年度からは、検察官が、全国的に裁判員裁判対象事件について公判前整理手続の申出をするようになったこともあって、公判前整理手続に付される事件が急増したが、このような変化が既済事件の統計データに表れるのも、平成20年ころからであると思われる。

さらに、実務では、裁判員裁判の実施に向けて、公判前整理手続の在り方を模索している面もある。

以上の意味で、今回説明のあった統計データは過渡期のものと思われる。

追起訴と公判前整理手続期間との関係については(資料2-5図34)、追起訴を待ってから公判前整理手続に付する運用もあると思われるところ、説明のあった統計データでは、追起訴の時点と公判前整理手続に付する旨の決定時との先後関係が明らかではないので、追起訴があるために公判前整理手続が長くなるとはいえないと思われる。むしろ、追起訴がある事件では、事案自体が複雑であることから公判前整理手続が長期化している可能性がある。

(二島委員)

弁護士側も、裁判員裁判に対応できる刑事弁護の在り方を模索している

ところであり、実務の運用が落ち着かないと、正確な統計は把握できない。

検察官からの開示証拠が多くなるにつれて、弁護人からの取調べ請求証拠も多くなるだろう。

取調べ状況を録画したDVDが開示されると、弁護人はかなりの時間をかけてこれを見ることになり、準備のためにある程度時間を要する。刑事事件においては、被告人の防御のための準備が必要であり、一概に審理期間が短くなればよいというものでもない。

(秋葉委員)

今後、刑事裁判の実務の運用がどう動いていくか、見通しが立ちにくい面がある。まず、公判前整理手続は、裁判の迅速化のためだけではなく、裁判員に負担をかけない審理を行うためにも導入されたものであるから、迅速化の観点からすれば後退する面もあろう。例えば、取調べ状況を録画したDVDの再生にも時間を要するだろう。裁判員に対する分かりやすさの観点から、従前は要旨のみを告知していた証拠書類も、詳細な方法で取り調べることになろうし、従前は証拠書類で立証できたことも証人尋問により立証する場合があるだろう。このような証拠調べにはある程度の時間が必要となる。また、裁判員が審理の内容を十分に理解するには、休廷時間も増やす必要がある。したがって、開廷時間が長くなる可能性がある。

審理期間の面でも、裁判員規則との関係で、公判前整理手続の終了から第1回公判期日までの期間を1か月半ないし2か月ほど空けなければならなくなる。この期間も丸々審理期間に付加されてしまうし、検察官の開示証拠の増加に伴い、弁護人から検討時間の要望も高まり、公判前整理手続の期間が長くなる傾向にある。加えて、裁判員裁判の模擬裁判を踏まえ、裁判員からの予想もつかない視点からの意見や疑問にも対応できるよう、公判前整理手続における釈明も手厚くする傾向もあるように思われる。

ウ 遺産分割事件の長期化要因について

小田家庭局第一課長から、遺産分割事件の長期化要因に関する分析状況について説明がされた（資料3 - 1ないし3 - 3）。

（中尾委員）

家事事件の増加に調停室の数に対応できていない庁もあるようであり、積極的な対応が必要である。

個人情報保護法の悪影響かも知れないが、金融機関に対する預金口座の調査囑託が困難になっており、遺産分割事件においても、資料の収集が円滑にできれば、審理の促進につながると思われる。

（仙田委員）

遺産分割事件の新受件数は、最近20年間で約2倍になっているが（資料3 - 2 図表1 - 4）、他の事件と比べると増加率は高いのか。

（小田家庭局第一課長）

乙類全般について、おおむね右肩上がりの傾向にある。

（菅野審議官）

民事訴訟事件の新受件数も長期的に見ると2倍近く増加しているが、民事訴訟事件では景気動向等によって新受件数が増減する面があり、遺産分割事件のように、ほぼ一貫して新受件数が増え続けるということはない。

遺産分割については、おそらく、実際に遺産分割が生じた件数に大きな変化はないが、訴訟等に発展する件数が増加しているのではないか。

（仙田委員）

少子化の影響で、相続人に被相続人の子がいない事件が増加しているといった傾向は見られないのか。

（小田家庭局第一課長）

相続人に被相続人の子がいない事件の数は把握していないが、子以外の相続人間での遺産分割事件では、相続人間で日常的な接触がないために譲り合う意識が起こりにくく、解決が難しいものも一定数存在する。

(山本委員)

遺産分割事件の平均期日間隔は、調停で約1.7か月、審判で約2.2か月であり(資料3-2 図表3-3 参照)、民事訴訟事件に比べると、期日間隔が長いのではないかと。調停室の数の不足も影響しているのか。

(小田家庭局第一課長)

調停室の数の問題だけでなく、当事者も、全員に何らかの財産が行き渡る可能性がある上、相続財産が生活に必須のものではない場合もあるため、あまり性急になっていないと思われる。

(山本委員)

調停では、代理人自身が、民事訴訟事件より長めの期日を前提にして期日を調整している実態があるのではないかと。

(中尾委員)

調停では、調停委員の都合も考慮する必要がある。

(高橋座長)

指示事項を準備してこない代理人が少なくないという趣旨か(資料3-3)、民事訴訟事件と比べて多いという趣旨か。

(小田家庭局第一課長)

比較のしようはないが、現場の素朴な感覚を記載している。

エ 裁判所の人的態勢の整備について

氏本総務局第二課長から、今後は、裁判の迅速化を推進するための方策についても検討する予定であること、その方策の一つとして、民事訴訟事件において、裁判官の手持ち事件数を減少させることや合議体による審理を活用すること等が考えられることから、裁判所の人的態勢をどのように整備する必要があるか、実証的に分析する予定であることについて説明がされた。

(秋吉委員)

裁判所の人的態勢について、どのような方向で整備を進めるお考えか。

(氏本総務局第二課長)

民事訴訟事件を中心とした事件数の増加に対応した人的態勢を整備しなければならないし、専門性の高い事件に的確に対応できる人的態勢も整備しなければならないと考えている。

(中尾委員)

裁判所の人的態勢を整備し、民事訴訟事件で合議体による審理を活用するという方向性には賛成である。さらに、合議事件非取扱支部をどうするのかについても、今後検討していただきたい。

オ 前回の弁護士ヒアリングの取りまとめについて

(秋吉委員)

弁護士ヒアリングの取りまとめでは、証拠の入手が困難な場合として、解剖結果等の捜査機関の保有する客観的証拠を開示されない場合が指摘された。現に、医事関係訴訟においても、患者である原告側から解剖記録等の客観的証拠を取り寄せたいと要望されることが多い。具体的な罪証隠滅のおそれがない場合には、これら客観的証拠を早期に開示するなど、客観的証拠に対するアクセスを容易にする環境の整備も必要である。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第 2 9 回 平成 2 1 年 3 月 1 8 日 (水) 午後 3 時から

(以 上)